# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
68	障害者総合支援法による自立支援給付(精神通院医療) の支給 基礎項目評価書

### 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

世田谷区は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付(精神通院医療)の支給における事務において、特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏洩その他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

### 評価実施機関名

東京都世田谷区長

### 公表日

令和3年12月11日

#### I 関連情報

連絡先

<u> </u>						
1. 特定個人情報ファイルを	を取り扱う事務					
①事務の名称	障害者総合支援法による自立支援給付(精神通院医療)の支給					
②事務の概要	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づき、自立支援医療(精神通院 医療)の給付を行う。 ・支給認定の申請等の受理 ・支給認定と受給者証の発行 ・申請書類等の管理					
③システムの名称	精神保健システム					
2. 特定個人情報ファイル名						
_						
3. 個人番号の利用						
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第9条第1項 別表第一の84					
4. 情報提供ネットワークシ						
①実施の有無	<ul><li>(選択肢&gt;</li><li>(選択肢&gt;</li><li>(主) 実施しない</li><li>(主) 実施しない</li><li>(3) 未定</li></ul>					
②法令上の根拠	_					
5. 評価実施機関における	担当部署					
①部署	世田谷区障害福祉部障害保健福祉課					
②所属長の役職名	障害保健福祉課長					
6. 他の評価実施機関						
_						
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求						
請求先	世田谷区総務部区政情報課					
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ						

世田谷区障害福祉部障害保健福祉課

## Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数							
評価対象の事務の対象人数は何人か		[ 1万人以上10万人未満 ]			<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上		
いつ時点の計数か		令和	13年9月1日 時点				
2. 取扱者数							
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[	500人未満	]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満	
	いつ時点の計数か	令和	13年9月1日 時点				
3. 重大事故							
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか		[	発生なし	]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし	

# Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

# Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類								
[   基礎	項目評価	5書 ]			<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書			
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。								
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)								
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[	十分である	]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
3. 特定個人情報の使用								
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[	十分である	]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[	十分である	]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ ]委託しない								
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[	十分である	]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
5. 特定個人情報の提供・移転	云(委託や	情報提供ネットワー	クシステムで	を通じた提供を				
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[		]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
6. 情報提供ネットワークシ	ステムと	の接続		[〇]接続	しない(入手) [O]接続しない(提供)			
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[		]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[		]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
7. 特定個人情報の保管・ジ	肖去							
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[	十分である	]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
8. 監査								
実施の有無	[0]	自己点検	[ ]	内部監査	[ ] 外部監査			
9. 従業者に対する教育・啓	発							
従業者に対する教育・啓発	[	十分に行っている	]		<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない			

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年9月1日	Ⅱ1いつ時点の集計か	令和2年9月1日 時点	令和3年9月1日 時点	事後	
令和3年9月1日	Ⅱ 2いつ時点の集計か	令和2年9月1日 時点	令和3年9月1日 時点	事後	